

# 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の現状

平成23年10月

(※本資料は、我が国関係省庁がTPP協定交渉参加国との協議を通じて、これまでに収集した情報をもとに作成したものです。)

# 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の概要

## 基本的考え方

- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯一交渉が開始しており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。
- FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

## 交渉日程及び目標

### 交渉日程

2010年	3月	第1回会合(於:豪州)
P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。		
	6月	第2回会合(於:米国)
	10月	第3回会合(於:ブルネイ)
		マレーシアが新規参加
	12月	第4回会合(於:NZ)
2011年	2月	第5回会合(於:チリ)
	3月	第6回会合(於:シンガポール)
	6月	第7回会合(於:ベトナム)
	9月	第8回会合(於:米国)
(以下、予定)		
	10月19~28日	第9回会合(於:ペルー)
2012年		最低5回の会合が必要であるとされている。

### 目標

- 2010年11月  
TPP協定交渉参加国首脳会合  
(於:横浜APEC首脳会議)  
「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指す」ことで一致。
- ↓
- 2011年5月  
TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明  
(於:米国モンタナAPEC貿易大臣会合)  
「11月にTPP協定の大まかな輪郭を固めるとの目標を表明した。」
- ↓
- 2011年11月12~13日  
APEC首脳会議(於:ハワイ・ホノルル)

# 交渉の分野及び内容

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)、「物品市場アクセス」(繊維・衣料品)、「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

<p><b>(1)物品市場アクセス</b> (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>			<p><b>(2)原産地規則</b></p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p><b>(3)貿易円滑化</b></p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p><b>(4)SPS(衛生植物検疫)</b></p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p><b>(5)TBT(貿易の技術的障害)</b></p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>
<p><b>(6)貿易救済(セーフガード等)</b></p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>			<p><b>(7)政府調達</b></p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	<p><b>(8)知的財産</b></p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p><b>(9)競争政策</b></p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>	<p><b>サービス</b></p> <p><b>(10)越境サービス</b></p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>
<p><b>サービス</b></p>			<p><b>(14)電子商取引</b></p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p><b>(15)投資</b></p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p><b>(16)環境</b></p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>	
<p><b>(11)商用関係者の移動</b></p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p><b>(12)金融サービス</b></p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p><b>(13)電気通信サービス</b></p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>				
<p><b>(17)労働</b></p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p><b>(18)制度的事項</b></p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p><b>(19)紛争解決</b></p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p><b>(20)協力</b></p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p><b>(21)分野横断的事項</b></p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	

# 最近の交渉の状況

## 最近の交渉の状況

### • 各分野の交渉の進捗の全体像

- 第8回交渉会合(2011年9月、於シカゴ)では、ほとんどの分野で協定の条文案をベースに議論が行われた。
- 技術的事項を扱っている「貿易円滑化」(例えば、税関手続等)や、WTO上の権利義務の再確認を基本として手続面での透明性向上等に主眼が置かれている「TBT(貿易の技術的障害)」、公平な競争を促すルールの方角性・範囲が概ね一致している「電気通信サービス」の分野は、第8回交渉会合において交渉の妥結に向けて前進がみられた。
- 「物品の貿易」(「原産地規則」を含む)、「サービス貿易」、「政府調達」、「知的財産」、「投資」、さらには条文案の提案が終わっていない「競争政策」や「労働」といった分野では、11月のAPEC首脳会議後も交渉は継続すると見られている。
- 「物品の貿易」と関連する「貿易救済」や、他の章の内容が確定してからまとめられる「制度的事項」及び「紛争解決手続」等についても、議論はあまり進展していない。

### • 物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)交渉

- 高い水準での自由化を目指しており、センシティブ品目については、「除外」(特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと)や、「再協議」(特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること)は原則として認めず、「長期間の段階的関税撤廃」というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。他方、各国の状況によって個別の対応を考える必要性を認めるとの考え方の国もあり、コンセンサスには至っていない模様。
- 通常の貿易交渉と同様に、2011年1月より、各国が品目ごとに、自国の関税撤廃・削減の提案(オファー)と、他の交渉参加国に対する関税撤廃・削減の要求(リクエスト)を交換した上で交渉を行っている。

分野	交渉の現状(TPP交渉参加国との協議を通じてこれまでに収集した情報をとりまとめたもの)
物品市場 アクセス	<p>高い水準での自由化を目指しており、センシティブ品目については、「除外」(特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと)や、「再協議」(特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること)は原則として認めず、「長期間の段階的関税撤廃」というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。他方、各国の状況によって個別の対応を考える必要性を認めるとの考え方を示す国もあり、コンセンサスには至っていない模様。</p> <p>通常の貿易交渉と同様に、2011年1月より、各国が品目ごとに、自国の関税撤廃・削減の提案(オファー)と、他の交渉参加国に対する関税撤廃・削減の要求(リクエスト)を交換した上で交渉を行っている。</p>
原産地規則	<p>各国のFTAごとに異なる原産地規則が存在するため、統一された原産地規則を新たに策定することが目標。物品市場アクセスの議論の方向性が定まらなると詳細な議論ができないため、現状では、作業はあまり進んでいない。</p>
貿易円滑化	<p>電子証明や窓口一本化等の要素を加え、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化や国際標準への調和化のための規定について議論が行われている。</p>
SPS (衛生植物検疫)	<p>WTO・SPS協定の権利義務の再確認を基本として、手続の迅速化や透明性の向上等が議論されている模様。</p>
TBT (貿易の技術的障 害:強制規格、任 意規格・適合性評 価手続のこと)	<p>WTO・TBT協定の権利義務の再確認を基本として、たとえば、基準を策定する過程で、相手国の利害関係者の参加を認めることや、一般からの重要なコメントへの回答を開示することによる透明性の向上等が議論されている模様。</p>
貿易救済 (セーフガード等)	<p>物品市場アクセスにおけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、議論は収斂していない。</p>
政府調達	<p>WTO・GPA(政府調達協定)並みの規律と市場アクセスとするか、あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心に議論が行われている。対象機関については、現時点では中央政府が議論されており、それ以外の機関(地方政府等)については今後取り上げられる模様。対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて議論されている。(TPP交渉参加国では、GPA加盟国は米国とシンガポールのみ。なお、日本はGPAに加盟済み。)</p>
知的財産	<p>WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われており、個別項目についての意見は収斂していない模様。</p>

分野	TPP交渉での取扱い(TPP交渉参加国との協議を通じてこれまでに収集した情報をとりまとめたもの)	
競争政策	競争法の原則、競争法の執行と当局間の協力、国営企業等に対する規律のあり方等が議論されている。	
サービス	越境サービス	無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)や、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けた上で、同義務に抵触する国内措置を附属書で明記し留保する方式を採用する方向で議論されている。附属書の内容については、3月に第1回のオファーの交換が行われた後、現在確認が行われているところであり、本格的交渉は未だ行われていない模様。
	金融サービス	無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)等に加え、金融分野に特有の定義やルール(金融システムにおける預金者保護のための措置等)を設けることについて議論している模様。
	電気通信サービス	無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)等に加え、実質的な競争を促す方途(通信インフラへの平等なアクセス等)について議論している模様。
	商用関係者の移動	貿易や投資に従事する商用関係者のうち、短期商用、投資家、企業内転勤者、サービス提供者等のカテゴリーの入国及び一時的滞在についてのルールが議論されている模様。単純労働者の移動の自由化は議論の対象となっていない。
電子商取引	デジタル製品に対する関税不賦課、無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、オンラインの消費者保護、電子署名・認証、貿易文書の電子化等が議論されている模様。	
投資	交渉参加国が有する投資関連協定をもとに、保護を与える範囲や保護の内容、紛争が生じた場合の手続等について議論を行っている模様。特に、投資家対国家の紛争処理手続(投資家と受け入れ国との間で紛争が起こった場合に、投資家が案件を国際仲裁に付託できる手続)の導入が重要な論点になっている模様。	
環境	現時点では、貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと等が主たる論点となっている段階。	
労働	貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止等の労働者の権利確保が主たる目的となっているが、現時点では、独立した章とするかを含め、合意はない模様。	
制度的事項	協定の運営に必要な合同委員会の設置やコンタクトポイントの任命等の手続が議論されている。	
紛争解決	協定の解釈または適用の不一致などに起因する当事国間の紛争を協議や仲裁裁判等にて解決する際の手続に関し議論されている。	
協力	現時点では実質的な議論は行われていない模様であり、最終的に協力分野が独立の章として盛り込まれるか否かも明確ではない。	
分野横断的事項	規制制度間の整合性(規制そのものの統一ではなく、新たな規制導入前に当事国当局間の対話や協力を確保することを目指す)、中小企業によるFTA活用促進、透明性向上等の分野横断的テーマを設定し、ビジネス実態に即したユーザーフレンドリーなFTAを実現するための工夫が検討されている。独立した章とはせず、他章の中に溶け込ませることが想定されている規定もある模様。	